

行動計画策定（第1回）

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって 全ての従業員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成22年11月1日 から 平成25年10月31日までの3年間

2 内容

目標1：所定外労働を削減するため ノー残業デー を設定 実施する。

（対策）

平成23年 1月～所定外労働の現状を把握
平成23年 2月～各部署ごとに問題点を検討
平成23年 4月～ノー残業デーの実施

管理職への研修（年3回）及び社内報による社員への周知

目標2：年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年15日以上とする。

（対策）

平成23年 3月～社員の有給休暇取得状況の実態調査
平成23年 4月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
平成23年 4月～時間単位有給休暇取得制度の導入
平成23年 4月～社内掲示による取得促進キャンペーンの実施

目標3：育児休業などを取得しやすい 雇用環境を整備する。

（対策）

平成23年4月～社員が利用できる次のいずれか1つ以上の措置の実施

- （ア）子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進
- （イ）3才以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除
- （ウ）3才以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度
- （エ）フレックスタイム制度
- （オ）始業・就業時刻の繰上げ又は繰り下げの制度